

一宮監公表第5号

2025（令和7）年1月17日

一宮市監査委員 長谷川 伸 二

一宮市監査委員 丹 羽 達

一宮市監査委員 八 木 丈 之

一宮市監査委員 松 井 哲 朗

公の施設の指定管理者に対する監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者に対する監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査として、公の施設の指定管理者に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象施設

一宮スポーツ文化センター

(2) 指定管理者

シンコースポーツ・新生ビルテクノグループ

(3) 所管課

活力創造部指定管理課

(4) 対象期間及び範囲

ア 指定管理者の令和5年度及び令和6年度（9月末まで）の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

イ 所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）

2 監査の着眼点

(1) 所管課関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図る場合には、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促

進が働くものとなっているか。

コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また、指定管理者の費用で実施させていないか。

シ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務を指定管理者に行わせていないか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

エ 利用料金制を採用し、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

オ 条例に基づき、利用料金の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

カ 利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。

キ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ク 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

コ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

サ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった指定管理者及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

指定管理者及びその事務を所管する部長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2024年10月28日 ～同年12月26日
監査事務局による 実地調査	一宮スポーツ文化センター	2024年11月5日
	指定管理課	2024年11月12日
監査委員による 本監査	一宮スポーツ文化センター 及び監査事務局会議室	2025年1月10日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び所管課の同施設に係る一連の事務について、適正に処理されていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

○ 指定管理課（所管課）及びシンコースポーツ・新生ビルテクノグループ

(1) 備品の管理に係る事務について

一宮スポーツ文化センターの管理に関する協定書等において、指定管理料で取得した備品は市の所有に属する旨や、備品の取得等については随時市へ報告する旨が規定されているが、指定管理者が令和5年度に指定管理料で取得した備品のうち2点について、市へ取得の報告がされておらず、市の備品管理システムに登録がされていなかった。

所管課においては、指定管理料で備品を取得した際には漏れなく市へ報告するよう指定管理者を指導するとともに、備品取得時の指定管理者との連絡

体制や備品取得に係る帳簿のチェック体制を強化し、備品の適正管理に努められたい。指定管理者においては、備品を取得した際には、漏れなくその旨を市へ報告されたい。

以上